

# 四国経済産業局からの情報提供 (GXの進捗状況)

2024年6月

四国経済産業局

資源エネルギー環境課 カーボンニュートラル担当

# 1. これまでのGXの進捗状況


## 2. 水素社会推進法

## 3. CCS事業法

## 4. 中小企業におけるカーボンニュートラルの取組

# これまでのGXの進捗状況

- 化石燃料中心の経済・社会、産業構造をグリーンエネルギー中心に移行させ、**エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し経済社会システム全体の変革「GX」**を実行するべく、2022年夏以降GXの議論を加速。昨年末「分野別投資戦略」をとりまとめ、足下から今後10年程度のGXの方針を提示。
- これに基づく投資促進策の具体化や、GXリーグの稼働など、**「成長志向型カーボンプライシング構想」が進み、企業のGX投資の検討・実行が着実に進展**。（足下では、2050年カーボンニュートラル実現に不可欠な革新技術の社会実装を進めるGI基金プロジェクトでも一定の進捗。また、水素社会推進法を踏まえた投資準備行動が加速。）

成長志向型CP	23年2月	23年5月	23年7月	24年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>GXリーグを23年度から試行。24年度から747者が参画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国の温室効果ガス排出量の<b>5割超</b>をカバー</li> <li>・<b>排出量取引制度</b>の26年度本格導入に向け、一定規模以上の排出を行う企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設等を視野に法定化を検討</li> </ul> </li> <li>◆ <b>GX経済移行債の発行（今後10年間で20兆円）</b>（2024年2月～） <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行(国内外の金融機関から投資表明)</li> </ul> </li> <li>◆ 『<b>分野別投資戦略</b>』取りまとめ（2023年12月）・<b>GX投資促進策の実行</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「産業」「暮らし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け、16分野で方向性と規制・制度の見通し、GX経済移行債を活用した投資促進策を提示（国の長期・複数年度コミットメントによる補助金、生産・販売量に応じた税額控除等）</li> </ul> </li> </ul>
先行投資支援	GX基本方針閣議決定	GX推進法成立	GX推進戦略閣議決定	水素社会推進法成立	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>GX推進機構業務開始（2024年7月予定）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな金融手法の実践（GX投資への債務保証等）</li> </ul> </li> </ul>
新たな金融手法					<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ <b>多様な道筋（G7）や、トランジション・ファイナンスへの認識拡大</b></li> <li>◆ <b>AZEC首脳会合初開催（2023年12月）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・11のパートナー国が参加</li> </ul> </li> <li>◆ <b>GX実現に向けた日米協力（2024年4月）</b></li> </ul>
国際戦略					 <p>(出所) 外務省HP</p>

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、**2兆円の基金（現在約2.8兆円）を造成**し、官民で野心的かつ具体的目標を共有した上で、経営の最重要課題として取り組む企業に対して**最長10年間、革新的技術開発を中心に、社会実装までを視野に支援**。
- これまでに**20プロジェクトを組成し、2兆円を超える支援先が決定**。①CO2の排出量を大幅に削減する**水素還元製鉄**、②日本発の次世代型太陽電池である**ペロブスカイト太陽電池**、③水素を大量に輸送する**液化水素運搬船**、④アジア等の脱炭素に大きく貢献する**アンモニア専焼**、⑤次世代の**全固体型蓄電池**等の分野で、**世界トップレベルの技術開発が進展**。その成果に対して、具体的なニーズも顕在化し始めている状況。
- 「技術で勝って、ビジネスでも勝つ」ため、開発した技術の社会実装に向けて、GX政策全体の中で、規制改革、標準化、国際連携、さらには導入支援等の政策も総合的に講じながら取組を推進。

## 水素還元高炉

- 既存高炉（5,000m<sup>3</sup>規模）で、これまでの技術開発成果を活用した実証を実施し、2030年にCO<sub>2</sub>排出削減率30%以上の達成を目指す。
- 本取組の成果も活用し、業界全体で、早期に1,000万トン超のグリーンスチールの供給を目指す。



## ペロブスカイト太陽電池

- 30cm幅のロール・ツー・ロール製造プロセスを構築し、耐久性10年相当、発電効率15%を達成。
- 1m幅での量産技術確立及び変換効率・耐久性の向上を目指す。
- 併せて、GX移行債による製造設備支援も活用し、2030年を待たずに早期にGW級の量産体制の構築を目指す。



出所：積水化学工業 HPより

## 液化水素運搬船

- 液化水素を長期輸送できる船用タンクの設計完了。
- 今後、液化水素の出荷基地、液化水素運搬船、受入基地を建設し、輸送実証等を予定。
- 実証成果が示されることを前提に、既に複数の国内外事業者から船への引き合いあり。
- 水素供給コスト（船上引渡）30円/Nm<sup>3</sup>の海上輸送技術確立を目指す。



© Kawasaki Heavy Industries, Ltd. All rights reserved.

出所：川崎重工業提供

## 【参考】GX投資支援策の主な実行状況

・脱炭素効果の高い革新的技術開発を支援する「グリーンイノベーション基金」による代表例：

- ①次世代太陽電池（ペロブスカイト）について開発を進め、**25年から市場投入**
- ②水素還元製鉄について**実証機導入は26年から開始**
- ③アンモニア専焼に成功し、マレーシアで**26年から商用化**（MOU締結）等

※ アンモニア船のR&D支援（加えて、ゼロエミッション船等への生産設備支援）あり。

・革新的GX技術創出事業(**GteX**)により**大学等における基盤研究と人材育成**を支援  
 ・電力消費を抜本的に削減させる半導体技術（光電融合）の開発支援 等

・排出量を半分以下に削減する「革新電炉」、ケミカルリサイクル・バイオリファイナリー・**CCUS**等

・**家庭の断熱窓**への改修（住宅の熱の出入りの7割を占める窓の断熱性を強化）  
 ・**高効率給湯器（ヒートポンプ等）**の導入  
 ・**電動車/蓄電池**の導入支援 等

・**水素等の価格差に着目した支援策** 等

**年間数兆円規模の再エネ導入支援策（FIT制度）等に加え、**

・ペロブスカイト、浮体式洋上風力、水電解装置等のサプライチェーン構築支援と、ペロブスカイトの導入支援の検討（GI基金に加え、10年間で1兆円規模を措置）

・**中小企業等の省エネ支援**（3年間で7,000億円規模を措置）  
 ・**GXスタートアップ**支援（5年間で2,000億円規模を措置） 等

・グリーンスチール、グリーンケミカル、**SAF**、EV等の**生産・販売量に応じた税額控除**を新たに創設

革新技术  
開発

既に**1兆円**  
規模を措置

多排出産業  
の構造転換

**10年間で**  
**1.3兆円～**

くらしGX

**3年間で**  
**2兆円～**

水素等

**15年間で**  
**3兆円～**

次世代再エネ

**10年間で**  
**1兆円～**

中小企業・  
スタートアップ等

**3～5年間で**  
**1兆円～**

税制措置

1. これまでのGXの進捗状況

**2. 水素社会推進法**

3. CCS事業法

4. 中小企業におけるカーボンニュートラルの取組

# 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための 低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律案【水素社会推進法】の概要

## 背景・法律の概要

- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野においてもGXを推進し、エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長を同時に実現していくことが課題。こうした分野における**GXを進めるためのカギとなるエネルギー・原材料として、安全性を確保しながら、低炭素水素等の活用を促進することが不可欠**。
- ✓ このため、**国が前面に立って、低炭素水素等の供給・利用を早期に促進するため、基本方針の策定、需給両面の計画認定制度の創設、計画認定を受けた事業者に対する支援措置や規制の特例措置**を講じるとともに、低炭素水素等の供給拡大に向けて、**水素等を供給する事業者が取り組むべき判断基準の策定等の措置**を講じる。

## 1. 定義・基本方針・国の責務等

### (1) 定義

- 「**低炭素水素等**」：水素等であって、
    - ①その製造に伴って排出されるCO2の量が一定の値以下
    - ②CO2の排出量の算定に関する国際的な決定に照らしてその利用が我が国のCO2の排出量の削減に寄与する等の経済産業省令で定める要件に該当するもの
- ※「水素等」：水素及びその化合物であって経済産業省令で定めるもの（アンモニア、合成メタン、合成燃料を想定）

### (2) 基本方針の策定

- 主務大臣は、関係行政機関の長に協議した上で、低炭素水素等の供給・利用の促進に向けた**基本方針**を策定。
- 基本方針には、①低炭素水素等の供給・利用に関する**意義・目標**、②**GX実現に向けて重点的に実施すべき内容**、③**低炭素水素等の自立的な供給に向けた取組**等を記載。

### (3) 国・自治体・事業者の責務

- **国**は、低炭素水素等の供給・利用の促進に関する**施策を総合的かつ効果的に推進する責務**を有し、**規制の見直し等の必要な事業環境整備や支援措置**を講じる。
- **自治体**は、**国の施策に協力**し、低炭素水素等の供給利用の促進に関する**施策を推進**する。
- **事業者**は、**安全を確保**しつつ、低炭素水素等の供給・利用の促進に資する**設備投資等を積極的に行うよう努める**。

## 2. 計画認定制度の創設

### (1) 計画の作成

- **低炭素水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者や、低炭素水素等をエネルギー・原材料として利用する事業者が、単独又は共同で計画を作成し、主務大臣に提出。**

### (2) 認定基準

- **先行的で自立が見込まれるサプライチェーンの創出・拡大**に向けて、以下の基準を設定。
  - ①計画が、**経済的かつ合理的**であり、かつ、低炭素水素等の供給・利用に関する**我が国産業の国際競争力の強化に寄与**するものであること。
  - ②「**価格差に着目した支援**」「**拠点整備支援**」を希望する場合は、
    - (i) **供給事業者と利用事業者の双方が連名となった共同計画**であること。
    - (ii) 低炭素水素等の供給が**一定期間内に開始され、かつ、一定期間以上継続的に行われる**と見込まれること。
    - (iii) **利用事業者が、低炭素水素等を利用するための新たな設備投資や事業革新等を行うことが見込まれる**こと。
  - ③ 導管や貯蔵タンク等を整備する港湾、道路等が、**港湾計画、道路の事情等の土地の利用の状況に照らして適切**であること。 等

### (3) 認定を受けた事業者に対する措置

- ①「**価格差に着目した支援**」「**拠点整備支援**」  
(JOGMEC（独法エネルギー・金属鉱物資源機構）による助成金の交付)
  - (i) **供給事業者が低炭素水素等を継続的に供給するために必要な資金や、**
  - (ii) **認定事業者の共用設備の整備に充てるための助成金を交付する。**
- ② **高圧ガス保安法の特例**  
認定計画に基づく**設備等**に対しては、一定期間、**都道府県知事に代わり、経済産業大臣が一元的に保安確保のための許可や検査等を行う。**  
※ 一定期間経過後は、高圧ガス保安法の認定高度保安実施者（事業者による自主保安）に移行可能。
- ③ **港湾法の特例**  
認定計画に従って行われる**港湾法の許可・届出を要する行為**（水域の占用、市場の新設等）について、**許可はあったものとみなし、届出は不要**とする。
- ④ **道路占用の特例**  
認定計画に従って**敷設される導管**について**道路占用の申請**があった場合、一定の基準に適合するときは、**道路管理者は占用の許可を与えなければならないこととする。**

## 3. 水素等供給事業者の判断基準の策定

- **経済産業大臣は、低炭素水素等の供給を促進するため、水素等供給事業者（水素等を国内で製造・輸入して供給する事業者）が取り組むべき基準（判断基準）を定め、低炭素水素等の供給拡大に向けた事業者の自主的な取組を促す。**
- **経済産業大臣は、必要があると認めるときは、水素等供給事業者に対し指導・助言を行うことができる。また、一定規模以上の水素等供給事業者の取組が著しく不十分であるときは、当該事業者に対し勧告・命令を行うことができる。**

電気・ガス・石油・製造・運輸等の産業分野の低炭素水素等の利用を促進するための制度の在り方について検討し、所要の措置を講ずる。

# 水素等のサプライチェーン構築支援制度

- カーボンニュートラルに向けては、再エネ等の電気に加え、**熱需要の脱炭素化のため水素等が必要。**  
**国内外での水素等供給体制の構築に向け、化石原燃料との価格差に着目した支援を実施。**
- 当面の間、国内の水素等製造は小規模かつ輸入水素よりも高いが、安価な余剰再エネを用いれば、調整力として更なる再エネ導入拡大に資する面もあるため、**エネルギー安全保障の観点から、将来的に十分な価格低減と競争力を有する見込みのある国内事業を最大限支援する。**
- 加えて、鉄、化学、モビリティといった転換困難な分野・用途への拡がりを考えれば、**国内で製造可能な水素等の供給量では賄えない需要**が将来的に想定される。既に権益獲得競争が各国で起こり始めていることも踏まえれば、**国産技術等**を活用して製造され、**かつ大量に供給が可能な水素等の輸入についても支援する必要がある。**

## 評価項目

### ▷ 政策的重要性

「エネルギー政策」(S+3E)

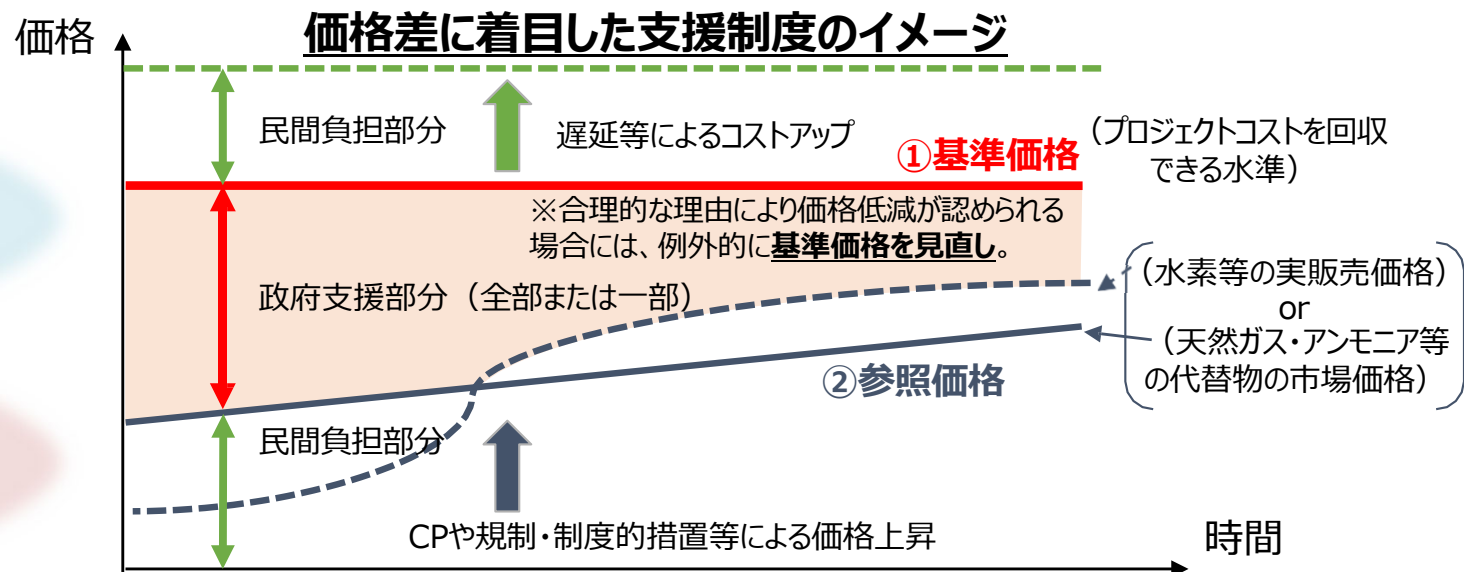
－ 安全性、安定供給、環境性、経済性

「GX政策」(脱炭素と経済成長の両立)

－ 産業競争力強化・経済成長、排出削減

### ▷ 事業完遂見込み

事業計画の確度の高さ、国と企業のリスク分担の整理に基づく計画の妥当性





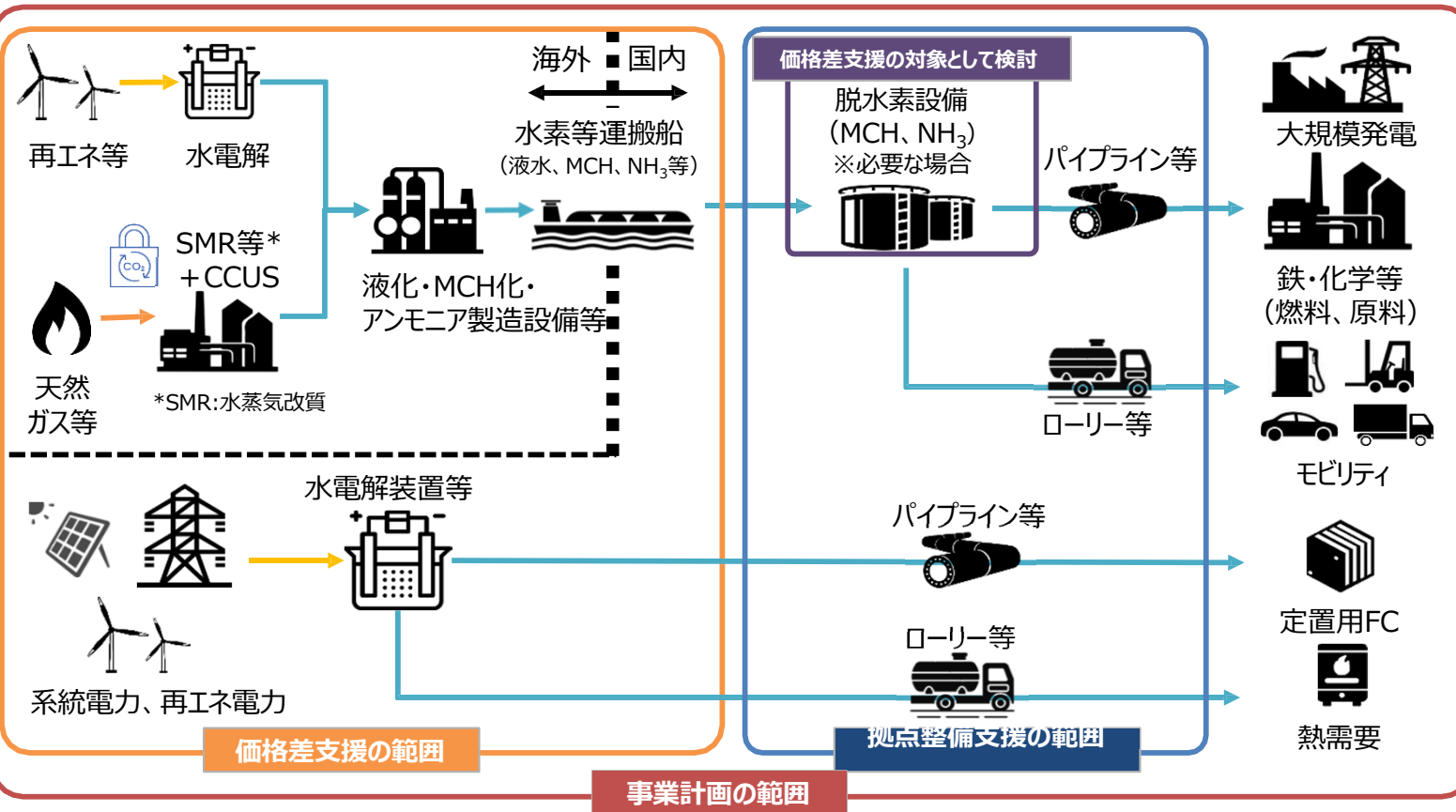
# 拠点整備支援制度

- 拠点整備支援は、大規模な利用ニーズの創出と効率的なサプライチェーン構築の実現に資する、**水素等の大規模な利用拡大につながり、様々な事業者に広く裨益する設備**に対して重点的に支援。
- 「**低炭素水素等を、荷揚げ後の受入基地から需要家が実際に利用する地点まで輸送するにあたって必要な設備であって、民間事業者が複数の利用事業者と共同して使用するもの（共用パイプライン、共用タンク等）**」に係る**整備費の一部**を支援。

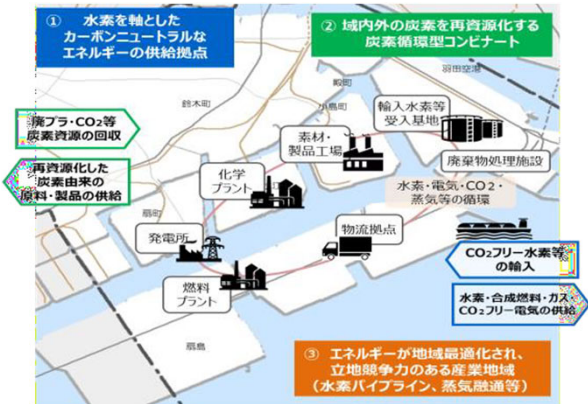
## 製造

## 輸送・貯蔵

## 利用



【水素等の潜在的需要地のイメージ】  
(川崎市の場合)



(碧南の例)



1. これまでのGXの進捗状況

2. 水素社会推進法

**3. CCS事業法**

4. 中小企業におけるカーボンニュートラルの取組

# 二酸化炭素の貯留事業に関する法律案【CCS事業法】の概要

## 背景・法律の概要

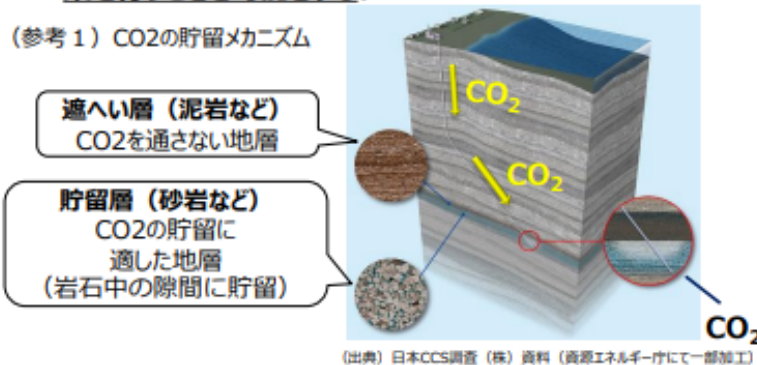
- ✓ **2050年カーボンニュートラル**に向けて、今後、脱炭素化が難しい分野におけるGXを実現することが課題。こうした分野における**化石燃料・原料の利用後の脱炭素化を進める手段**として、CO2を回収して地下に貯留する**CCS** (Carbon dioxide Capture and Storage) の**導入が不可欠**。
- ✓ 我が国としては、**2030年までに民間事業者がCCS事業を開始するための事業環境を整備**することとしており（GX推進戦略 2023年7月閣議決定）、**公共の安全を維持し、海洋環境の保全を図りつつ、その事業環境を整備するために必要な貯留事業等の許可制度等を整備**する。

## 1. 試掘・貯留事業の許可制度の創設、貯留事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 試掘・貯留事業の許可制度の創設

- **経済産業大臣は、貯留層が存在する可能性がある区域を「特定区域」として指定**※した上で、特定区域において**試掘やCO2の貯留事業を行う者を募集**し、これらを**最も適切に行うことができると認められる者**に対して、**許可**※を与える。  
※ 海域における特定区域の指定及び貯留事業の許可に当たっては環境大臣に協議し、その同意を得ることとする。
- 上記の許可を受けた者に、**試掘権**（貯留層に該当するかどうかを確認するために地層を掘削する権利）や**貯留権**（貯留層にCO2を貯留する権利）を**設定**する。CO2の安定的な貯留を確保するための、**試掘権・貯留権は「みなし物権」とする**。
- **鉱業法に基づく探掘権者は、上記の特定区域以外の区域（鉱区）でも、経済産業大臣の許可を受けて、試掘や貯留事業を行うことを可能とする**。

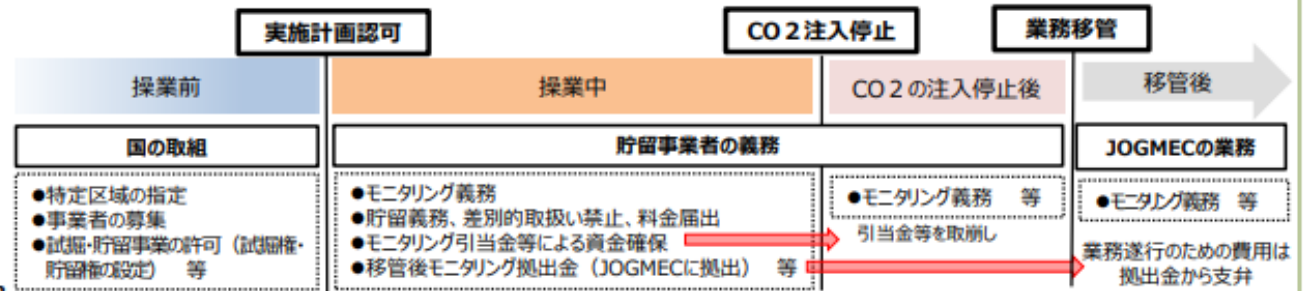
(参考1) CO2の貯留メカニズム



### (2) 貯留事業者に対する規制

- **試掘や貯留事業の具体的な「実施計画」は、経済産業大臣(※)の認可制とする**。  
※ 海域における貯留事業の場合は、経済産業大臣及び環境大臣
- 貯蔵したCO2の漏えいの有無等を確認するため、**貯留層の温度・圧力等のモニタリング義務**を課す。
- **CO2の注入停止後に行うモニタリング業務等に必要な資金を確保するため、引当金の積立て等**を義務付ける。
- 貯留したCO2の挙動が安定しているなどの要件を満たす場合には、**モニタリング等の貯留事業場の管理業務をJOGMEC(独法エネルギー・金属鉱物資源機構)に移管**することを可能とする。また、**移管後のJOGMECの業務に必要な資金を確保するため、貯留事業者に対して拠出金の納付**を義務付ける。
- 正当な理由なく、**CO2排出者からの貯留依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。
- 試掘や貯留事業に起因する**賠償責任**は、被害者救済の観点から、**事業者の故意・過失によらない賠償責任(無過失責任)**とする。

(参考2) 貯留事業に関するフロー



## 2. CO2の導管輸送事業に係る事業規制・保安規制の整備

### (1) 導管輸送事業の届出制度の創設

- CO2を貯留層に貯留することを目的として、**CO2を導管で輸送する者は、経済産業大臣に届け出なければならないものとする**。

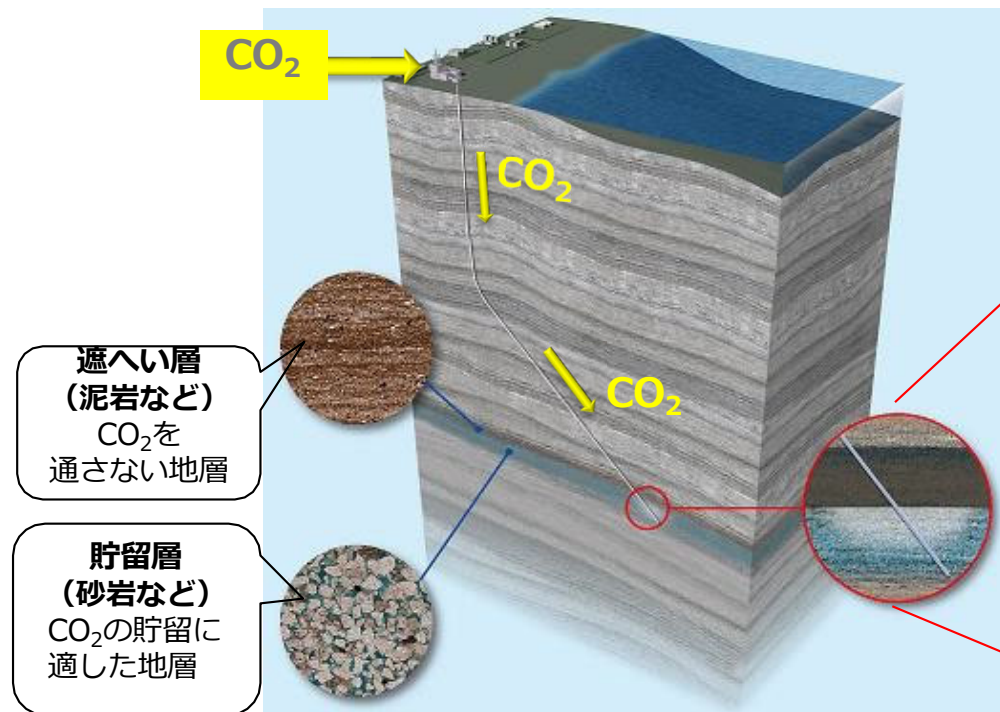
### (2) 導管輸送事業者に対する規制

- 正当な理由なく、**CO2排出者からの輸送依頼を拒むことや、特定のCO2排出者を差別的に取扱うこと**等を禁止するとともに、**料金等の届出義務**を課す。
- **技術基準適合義務、工事計画届出、保安規程の策定等の保安規制**を課す。

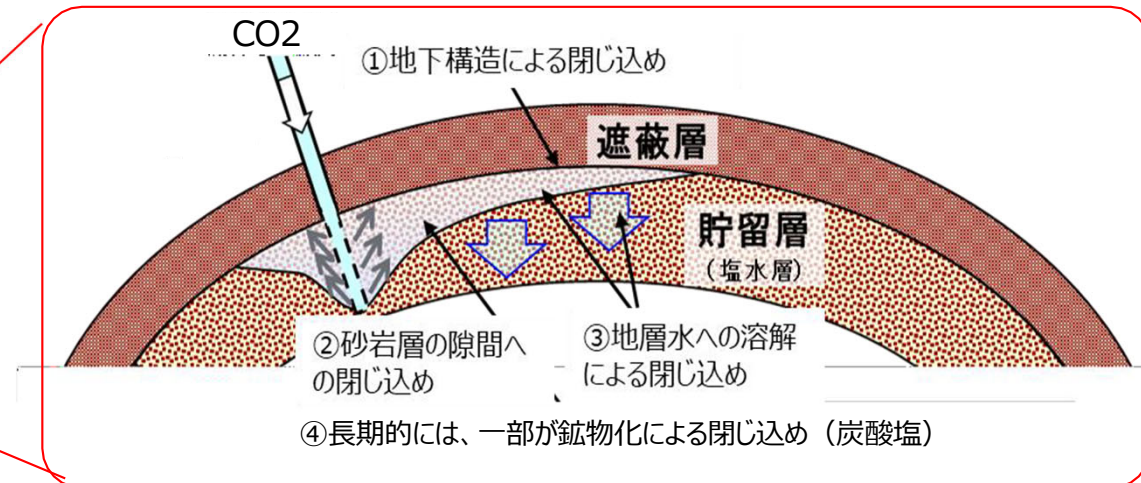
※海洋汚染防止法におけるCO2の海底下廃棄に係る許可制度は、本法律案に一元化した上で、海洋環境の保全の観点から必要な対応について環境大臣が共管する。

# CCS事業の概要

- CCSでは、地下約1,000～3,000mほどにある貯留層まで井戸を掘り、地中の圧力・温度を活用してCO<sub>2</sub>の体積を約300分の1まで圧縮して貯留。また、フタとなる遮蔽層が上部にあることが前提。約50年の実績がある石油増産技術（CO<sub>2</sub>を油田・ガス田に入れて、増産を図る技術）で確立した手法を活用。
- 貯留されたCO<sub>2</sub>は、①地下構造や②砂岩層の隙間に閉じ込められ、さらに③地層水への溶解、長期的には④鉱物化などにより閉じ込めが進む。地中貯留の経過時間が長くなるほど、貯留は安定化へ向かう。
- 我が国でも、新潟県長岡市（2003～05年、1万トン）、北海道苫小牧市（2016～19年、30万トン）の貯留実証の経験あり、現在まで安定的に貯留。
- CCSは、貯留地域の理解を得つつ進めることが重要。事業者には地元自治体や関係者等への丁寧な説明が求められるとともに、CCSの政策的な意義や最新の知見等について理解を得るための国の取組が重要。



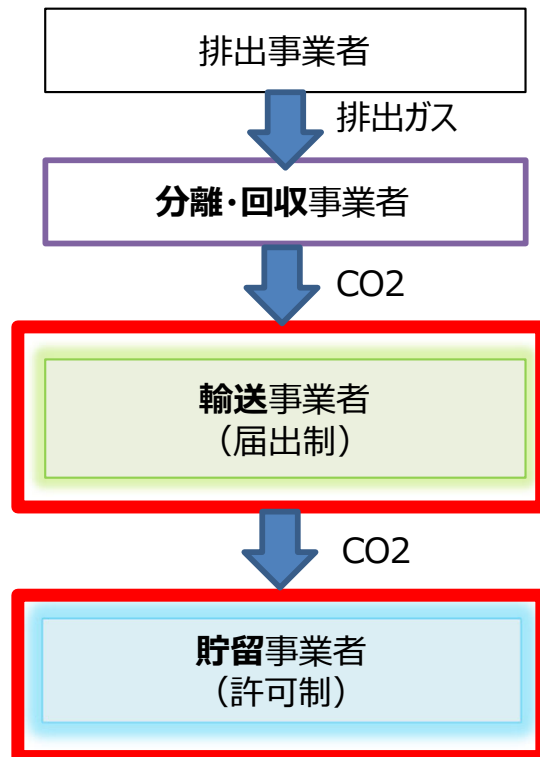
## 地中におけるCO<sub>2</sub>の安定化メカニズム



# 我が国におけるCCS事業開始に向けた取組

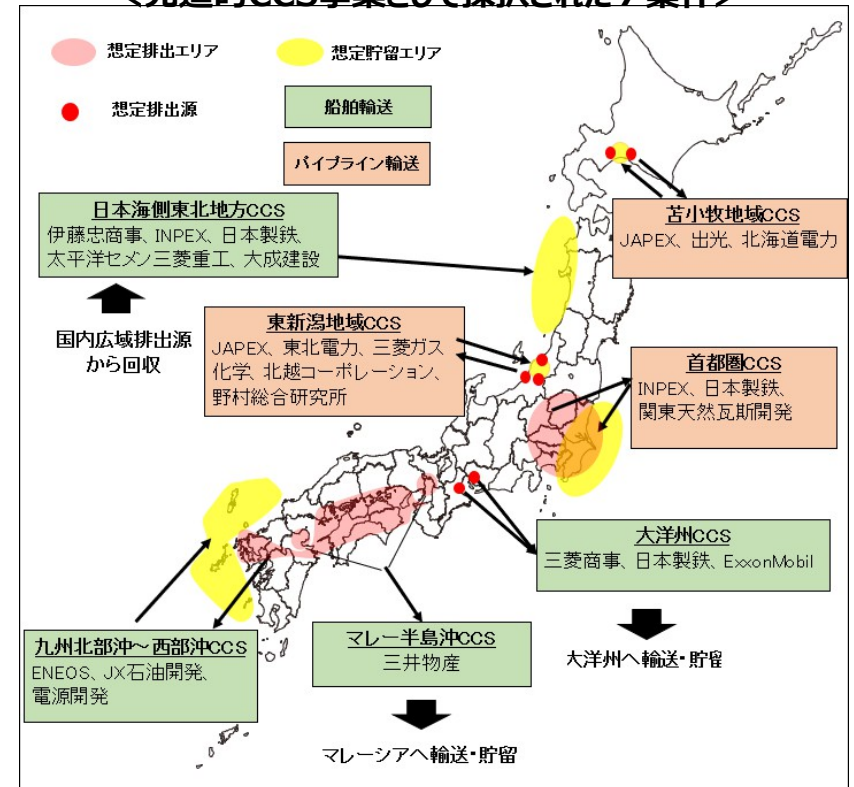
- CCSはCO2の分離・回収、輸送、貯留のプロセスで構成され、様々な事業者の参入が期待される。
- これまで実施した石油探査等のためのボーリングやCCSのための物理探査から、我が国でも近海の有望11地点で合計160億トン（※）の貯留ポテンシャルがあると推計。（日本の年間CO2排出量約11億トン（2021年度確報）） ※JCCSによる調査(容積法。事業化の段階で経済性や立地可能性の検討が必要。)
- 2023年3月に策定したCCS長期ロードマップでは、ビジネスモデルを構築するため、2030年までの事業開始を目標として先進的CCS事業を支援し、同年までに「年間貯留量600～1,200万トンの確保に目途を付けることを目指す」としている。
- 同年7月、多様なCCS事業モデルの構築を目指し、7件の先進的CCS事業を採択し、FS等の支援を開始。

## ＜CCS事業全体のバリューチェーン＞



➤ 採択7案件の2030年時点でのCO2貯留見込みを合計すると約1,300万トン

## ＜先進的CCS事業として採択された7案件＞



1. これまでのGXの進捗状況

2. 水素社会推進法

3. CCS事業法

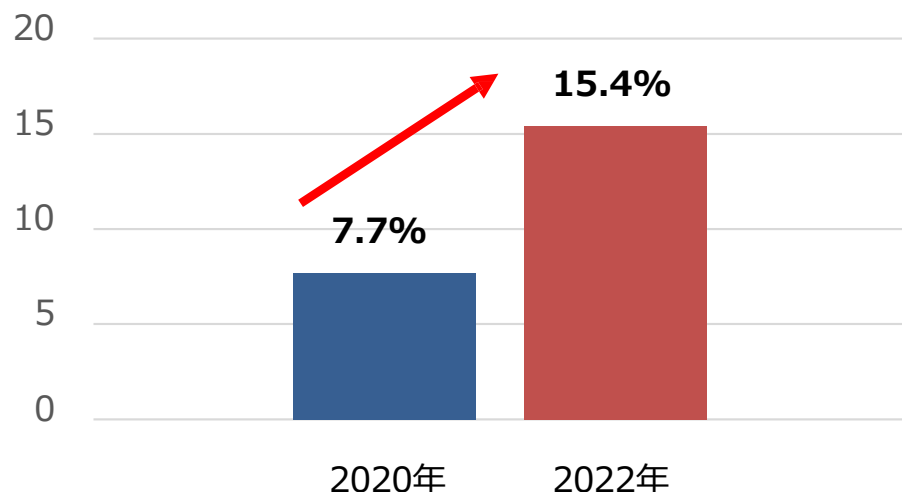
**4. 中小企業におけるカーボンニュートラルへの取組**

## 【参考】サプライチェーン上の排出量可視化と排出削減要請

- 足元では、取引先から排出量計測・カーボンニュートラルへの協力を要請された中小企業の割合が2020年から倍増（15.4%、55万社程度）するなど、CNに向けた波が徐々に顕在化。
- 背景には、製造過程の排出量を適用要件としたEV補助金制度や、域内事業者にカーボンプライシングを課した上で、輸入品に対して同等の負担を課す「炭素国境調整措置」など、世界規模で加速するサプライチェーン全体の脱炭素化に向けた取組がある。

## 我が国中小企業が取引先からCN要請を受けた割合

- ✓ 取引先から排出量計測・CNへの協力を要請された割合：  
2020年7.7% ⇒ 2022年15.4%へ倍増  
(55万社程度と推計される)

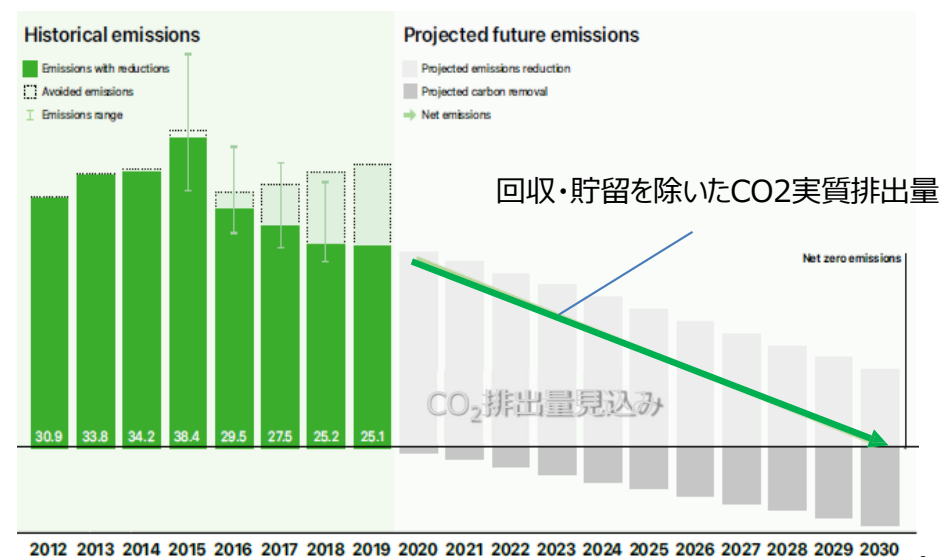


(出所) 2023年版「中小企業白書」より抜粋

## 米・Apple : 2030年までにサプライチェーン脱炭素化

- 2020年7月、2030年までにサプライチェーンも含めたカーボンニュートラルを目指すと発表し、サプライヤーがApple製品の製造時に使用する電力についても2030年までに再生可能エネルギー100%を目指す、との目標を公表。

## 【製造から廃棄・リサイクルに至るライフサイクル全体でのCO2排出量】



(出所) Apple「Environmental Progress Report 2019」を基に作成

# 【参考】中小・中堅企業のGX推進に向けた施策の強化

- 中小・中堅企業のGXに向けて、**中小機構のCN相談窓口**から、専門的な**省エネ診断**に至るまで、きめ細やかな体制を整備。よろず支援拠点や商工会議所等においても、経営相談に来るGXに意欲のある事業者窓口を紹介。
- さらに、省エネ設備の投資支援を含めて、**支援メニューを抜本強化**。

## きめ細やかな相談受付体制



## 活用し得る支援メニュー (例)

### 1. 省エネ補助金 今後3年間で7,000億円規模の支援策

【令和5年度補正：1,160億円／国庫債務負担行為を含む総額は、2,325億円】

- 工場のボイラや工業炉、ビルの空調設備や業務用給湯器などの設備更新を支援する「省エネ補助金」について、複数年の投資計画に切れ目なく対応する仕組みを適用。また、中小企業等による脱炭素につながる電化・燃料転換を促進する類型を**新設**。

### 2. 建築物のゼロエミッション化等

【令和5年度補正：111億円／国庫債務負担行為を含む総額は339億円】

- 高効率の空調や照明、断熱材等の導入を一体で進めることで、既存の業務用建築物（オフィス、教育施設、商業施設等）を効率的に省エネ改修する支援策を**新設**。

### 3. CN投資促進税制

- 産競法の計画認定を受けた脱炭素化に資する設備導入を促進。適用期間を長期化（認定期間：2年以内＋設備導入期間：認定日から3年以内）するとともに、中小企業に対する措置を拡充。（税額控除（最大14%）又は特別償却50%）

### 4. 低炭素リース信用保険制度

- 中小企業等がリースによる低炭素設備の導入をしやすいように、「低炭素投資促進機構（GIO）」がリース事業者のリスクを一部補完（50%を保険金として支払い）。

### 5. ものづくり補助金／事業再構築補助金

【2,000億円の内数（令和5年度補正）／6,000億円規模の基金の内数】

- GXに資する革新的な製品・サービスの開発、技術開発や人材育成を伴うグリーン分野への業態転換等を支援。



# 経済産業省「中小企業等のカーボンニュートラル支援策」

- 経済産業省では、中小企業等のカーボンニュートラル支援策をとりまとめて公開。
- 対策の3ステップ、またお悩みの内容から、利用できる支援策を検索



# 中小機構「カーボンニュートラル相談窓口（対面・オンライン会議）」

- 中小企業基盤整備機構ではカーボンニュートラルや脱炭素化に取り組む中小企業・小規模事業者に、豊富な経験と実績をもつ専門家がアドバイスを実施。
- 無料で何度でも相談可能。（事前予約制）

**カーボンニュートラル相談窓口**

中小企業基盤整備機構 中小機構 SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

相談豊富な専門家によるアドバイス  
無料で何回でも  
オンライン相談にも対応

中小機構では、中小企業・小規模事業者の方々に対象に、カーボンニュートラル・脱炭素に関する相談について専門家がアドバイスを実施しています。

カーボンニュートラルを  
はじめとした経営への取り組み、  
SDGsの推進など、  
お悩みや疑問はありませんか？

無料で何度でも  
相談可能

相談方法はオンライン相談  
(Zoom・Microsoft Teams)

相談時間  
平日9時～17時  
(1時間/回)  
※相談予約制です。

申込み  
お申し込みはパソコン、スマホから  
下記のお問い合わせページより  
お申し込みください。

中小機構のカーボンニュートラル相談窓口をぜひご利用ください！

詳細は、お電話でお問い合わせください。 <https://www.smrj.go.jp/area/consulting/advgo/000001to2v.html>

**カーボンニュートラルとは？**

**取り組むとどんなメリットがあるかご存じですか？**

カーボンニュートラルとは、「温室効果ガスの排出量と吸収量を均等させること」を意味します。

2020年10月に、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目標することを宣言しました。二酸化炭素などの温室効果ガスの「排出量」から、植林や森林管理などによる「吸収量」を差し引いて合計を実質的にゼロにする、という意味です。

**カーボンニュートラル取り組みのメリット**

近頃は、グローバルに展開している企業を中心に取り組みが急速に広がっており、中小企業・小規模事業者が取り組むことでも様々なメリットがあります。

- SDGsの達成
- 地球環境に貢献
- 取引先からの信頼性向上

その他、新たな需要の獲得・資金調達手法の拡大など、様々な効果が期待できます。

**地域本部連絡先**

北海道本部 011-210-7471	東北本部 022-716-1751
関東本部 03-5470-1620	中部本部 052-220-0516
北陸本部 076-223-5546	近畿本部 06-6264-8613
中国本部 082-502-6555	四国本部 087-811-1752
九州本部 092-263-0300	

**2分  
手にお返し！**

**カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート**

中小機構が運営するポータルサイト「Net21」では、貴社の取り組みを継続できるチェックシートを提供しています。詳細には取り組み方法や詳細ページのリンクがまとめられていますので、是非ご利用ください。（無料でダウンロードいただけます）

[https://net21.smrj.go.jp/special/charter\\_advgo/carbonneutralchecksheet.html](https://net21.smrj.go.jp/special/charter_advgo/carbonneutralchecksheet.html)

お問い合わせ先：独立行政法人 中小企業基盤整備機構 経営支援部 企業支援課 Tel:03-5470-1564



# お問い合わせ先

四国経済産業局 資源エネルギー環境部  
資源エネルギー環境課

カーボンニュートラル担当

〒760-8512

香川県高松市サンポート3-33

高松サンポート合同庁舎北館5階

TEL: 087-811-8533

Mail: [bzl-cn-shikoku@meti.go.jp](mailto:bzl-cn-shikoku@meti.go.jp)